

告示第 97 号

高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（平成 17 年告示第 60 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 23 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 2 条第 3 号中「80 万円」を「80 万 9 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、令和 7 年 7 月 1 日以後に行われた医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。